可児市開発行為等許可申請手数料納付済確認書										
納付者	住氏	所名					開発 面積 敷地			m²
開発行為地 (建築行為地)						納金	付 額			円
条	文	内	容	面積	金 額		領	収済納付	書写し貼付欄	
都市計画法 第29条第 1 項		自己居住用 (自己業務用) [非自己用]		0.1ha以上 0.3ha未満 0.3ha以上	22,000 (30,000) [130,000] 43,000 (65,000)					
				0.6ha未満 0.6ha以上	[190,000] 86,000					
				1 ha未満 1 ha以上	(120,000) [260,000] 130,000					
				3 ha未満	(200,000) [390,000] 170,000					
				3 ha以上 6 ha未満	(270,000) [510,000]					
				6 ha以上	220,000					
				10ha未満	(340,000) [660,000]					
				10ha以上	300,000 (480,000) [870,000]					
		設記	計変更		上記の1/10					
		t <u>X</u>	或編入		編入区域の面積 に応じて上記の 額。ただし、上 記末満の面積は 次の額					
第35条の2第1				0.1ha未満	8,600 (13,000) [86,000]					
		その他			10,000 46,000	1				
	642条第1項 第42条第1項				26,000					
7,5 12/1/23		自己居	住用		1,700					
第45条		自己業務用		1 ha未満 1 ha以上	1,700 2,700				領収書確認者氏名 	ń
		非自己	用		17,000					
			許可等を 旨の証明	1通につき	350					
第47条第	第47条第4項		録簿の写	1通につき	470					
行規則第60条		申	明書交付 請	1通につき	1,800	+ + 1			5円太切ラスレギけ	印

¹ 第35条の 2 においては、それぞれを合算した額とする。ただし、その額が87万円を超えるときは、 87万円とする。

² 欄は、記入しないで下さい。